令和８年１０月１４日
東　　成　　瀬　　村

懲戒処分の公表

次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

被 処 分 者	総務課　課長補佐（５１歳）　男性
処 分 内 容	懲戒処分　減給１０分の１　１か月
処　分　日	令和８年１０月９日
処 分 理 由	被処分者は、教育委員会に所属していた令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間、支払い遅延（２６件)、契約事務の遅延（１４件)、上司への報告漏れなど、不適切な事務処理を繰り返した。 村民サービスの向上を図るための不断の努力を行わなかったことは、地方公務員としての職務上義務違反にあたるとともに村職員全体の信頼を著しく失墜させるものであることから、地方公務員法第２９条第１項第２号の規定により処分する。
村長コメント	村職員がこのような不祥事を起こしたことは、極めて遺憾であり心より深くお詫び申し上げます。 この事態を重く受け止め、より一層綱紀粛正を徹底し、職員の意識改革を図り、村民の皆様の信頼回復に努めてまいります。